

平成22年度第1回
宝塚市廃棄物減量等推進審議会議事録要旨

ホームページ掲載用

平成23年2月10日開催

平成22年度 第1回 宝塚市廃棄物減量等推進審議会議事録

【日 時】平成23年2月10日(木) 午後3時15分～5時 (1時間45分)

【場 所】宝塚市役所 3階特別会議室

【出席委員】委員22名中19名。

委員の過半数以上の出席があり、宝塚市廃棄物減量等推進審議会条例
第6条第2項の規定により会議は成立

出席委員は次のとおり

中丸会長、原田福会長、江原委員、金岡(静)委員、北野委員、草野委員、
浜崎委員、中野委員、神木委員、稲野委員、藤井委員、今里委員、
中村委員、池田委員、金岡(英)委員、川口委員、瀬尾委員、深田委員、
皆川委員

【事務局】市民環境部長、クリーンセンター所長、管理課

【傍聴者】なし

1 開会

2 市長あいさつ

3 市内における資源ごみ持ち去り行為への対策について(諮問)

4 会議録署名委員：中野委員、瀬尾委員

5 審議

中丸会長：それでは、これより議事に入ってまいりたいというように思います。

委員の皆様、先ほどご覧のとおり、ただいま中川市長より諮問を受けました。

その諮問は、市内における資源ごみ持ち去り行為への対策についてということ
でございます。そのことについて、審議をこれより始めてまいりたいというふう
に思います。まず、諮問につきまして、事務局からの説明をお願いしたいという
ふうに思います。

事務局：(資料説明)

中丸会長：はい、ありがとうございました。それでは、ただいまの事務局の説明、それ
から配付されている資料、いろいろ見ていただいたんですけども、それについてご
質問等ありましたら挙手をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

草野委員：全体像がちょっと分かりにくいですけども、1つは資源ごみの搬入量の推移と
いうのがあって、平成21年度では紙・布が2,667トンで、そのうち集団回収された分

が、これはどう見たらいいのですかね。この集団回収は、要するに独自で業者が処理するわけですね。

事務局：集団回収については、団体登録していただいて、回収業者と契約をしていただく。その自治会と業者間でいついつにどこどこでという形に決めていただきますので、市はその結果を受けて、何トン回収していただきましたのでキロ3円の奨励金をお払いするという形で、量は後から把握しているような状況であります。だから、行政回収の量と集団回収の量は、2ページで書いてございます資源ごみ搬入量の推移の21年度の2,667.98トンは、これはクリーンセンターに搬入された量でございます。次の4ページの集団回収、これについては、クリーンセンターに入ることじゃなしに、それはそれぞれの回収業者でもう処理をされると。ですから、量としては、クリーンセンターに搬入した分と集団回収の分の基本的には合算をするという考え方です。

草野委員：いや、だからね、要するに、宝塚全体としての量を出してもらわないとわかりにくいですよ。だから、結局、例えば持ち去りの問題というのは、宝塚市の収集のことが問題になっているわけでしょう。ということは、全体の量から見たときに、約8,000トンあって、そのうちの2,600トンぐらいが、要するに今回の対象になる量というのが、全体の状況から見たときに、どういう状況になっているのかというのがちょっとよくわからないわけですよ。だから、宝塚の全体のごみ量というか、だから集団回収は独自に業者さんが処理されるわけですね。それ以外に市が収集するものがあって、宝塚の全体像がどうなっているかということが、1つはちょっとよくわからない、この状況では。だから、足した数字として、宝塚の全体の資源回収の状況ということを出していただかないと、そのうちどの部分が問題になっているかということが、ちょっとよくわかりにくい。それからもう一つ、もう1点は、資源回収だけ取り上げたときに、独立採算で考えたらどうなるかということについて、つまり資源を回収して売って収入は出ます。ところが、回収するためにコストかかります。その資源回収について、車両とかあと人件費かかってくるわけですね。だから、幾らで売れたという収入だけ取り上げても、一方で資源回収に対する支出があるわけだから、そういう収支の関係というのは、この資料の中でどこかに出ていますか。

事務局：今、草野委員のおっしゃられた資源回収に特定した収支というものについては、確定したものはございません。というのは、市の収集のほうは、世帯当たり瓶も缶も燃やすごみも含めて契約してございますので、紙だけについて出すというのがなかなか難しいことで、出さなかったというのがありますけれども。

中丸会長：何か異議ございますか。

草野委員：いや、だから結局④で、資源の売却額ということだけ出されているけれども、

そしたら、今回対象になるのは、要するに紙の問題だけということになるのですか。

事務局：それは、今、資源ごみということで答申をさせていただいてございますので、紙・布・缶・瓶についてご審議をいただくと、こういうことでお願いをしているつもりでございます。それと、先ほど草野委員さんのご質問の中で、市として全体の量を押さえたと、こういうお話でございましたが、先ほどからお答え申し上げており、この2ページのところでの(5)で上がっているこの資源ごみの搬入量の推移ということで、21年度、紙・布・缶・瓶、それぞれ上げてございますが、これはクリーンセンターに行政回収、つまり行政回収として入ってきた量でございます、全体量を押さえようとしますとどうしても無理があるというのは、集団回収で集めた量というのは奨励金を払ってございますので、その都度どれだけの量を集めたかわかります。それプラス、行政回収で集めた、クリーンセンターで集めた量、これに、いかにどれだけ取られたかというものを推定しないと、市として本来ならどれだけ集めたであろうというものがどうしても算定できないと。したがって、先ほどご説明をさせていただいた費用等の中で、どれだけの量を集められたであろうというものを、持ち去りの被害額と対策費という中で、6ページの中で本来なら3,988トンぐらい出たであろうと。そこから2,605トンを行政回収しておるので、その差額が取られたんでであろうと、こういうことでご説明を申し上げたところでございます。

それともう1点、その収集費用でございますが、今、私どもの契約の仕方が、先ほど事務局からもご答弁申し上げてるとおり、1世帯月額幾らという形で契約をしておきまして、その量、どれだけの量があるから幾らというふうな形にしてございませぬ。したがって、収集にかかる費用がどれだけかかるかということについては、通常、今、午後に収集している時間内で終わる限りにおいては、収集費用の増はないと。しかし、当然量がふえてきますと、昼から収集する時間が時間内に終わらないといったようなことになりまして、今の収集体制全体を見直していかないといけないと、こういったような問題にも絡んでくるのかな、ということでございます。

草野委員：わからないな。単純に資源ごみの行政回収の量とその集団回収の量と足した量というのが、宝塚の全体の資源ごみ量というふうにはとらえられないわけですか。

事務局：はい。草野委員さんのご質問についてですが、やはりこれ、抜き取りで取られた分というのも、本来は抜き取られてなければ、私どもが集めて、そしてそれを売却するという数量になるわけでございますので、したがって今回推測という形で出させていただいたと。その推測という数値が、一定それでいいというご評価をいただけるのであれば、その分を足して全体でこれぐらい入るであろうと、こういう形で考えてお答えをさせていただくということになるかと思っております。

草野委員：要するに、集団資源の回収量とそれから行政の回収量と抜き取り量というのを

3つ足せば、大体全体像がわかるということか。

事務局：そういうことでございます。

浜崎委員：ひとつよろしいですか。

中丸会長：はい、どうぞ。

浜崎委員：一番大事なことをちょっとお聞きしたいのですけれども、5ページの2番、持ち去りにより生計を立てている方への配慮という、この課題という分野なんですけれども、この市考え方というか、この今回やろうとする原点のところでは、その配慮というのを考慮しようと、いわゆる配慮というより考慮しようというふうに考えられているのか、先ほど草野委員が言われたように、全体量こんだけで、これだけは回収を世帯当たり月単価決めてますよね、ということですが、これ、かなり大きいのですか。これだけは絶対出ますよね、決まっているわけですから出ますよね。資源ごみが回収できれば、その部分から引き去りが、まあ言うたらマイナスができますよということですね。だから、市の負担が減るといって、これはよくわかるのですけれども、その中で、この課題のところの基本的な考え方というのは、どういうお考えなのかなというのか、どういう観点に立とうとしているのか。

事務局：浜崎委員さんのご質問には、答えるに当たりまして、私どもといたしましては、こういった課題のある中で、委員様の中でいろいろご議論いただいて、このことも踏まえて答申を、ご意見をいただきたいと、このように考えているところでございます。非常に恐縮ですが、申しわけありません。

中丸会長：はい、どうぞ。

浜崎委員：例えば単純に言えば、今現在資源ごみというものと、それから先ほど言われたようにこれは余りお金にならないという部分のものが一緒に出されてますよね。例えば、その日を変えとかそういうような行政的な配慮というのはできるのですか。まず、まず。

事務局：確かに今のご指摘は、一方では1つ考えないといけない点なのかなと。例えば、今、缶と瓶を一緒に集めてございます。しかし、場合によったら缶は缶、瓶は瓶で集めて、そして瓶を集めるに当たって、今、缶と瓶と集めると、パッカー車で集めてございますので、瓶がパッカー車の中でまぜこちゃになって割れてしまうと、そういったことになりますと、なかなかリサイクルに結びつけるということは非常にしんどい。そういうふうなこともございますし、割れてしまったものをすべて取り除くというのは、選別の過程では無理でございます。

したがって、その部分については、焼却炉の中で焼却を一部している部分もご

ざいまして、その部分が焼却炉のクリンカみたいな形で炉に張りついてしまって、そして炉の延命化にマイナスになるといったようなことも考えないといけないという点もございます。

したがいまして、そういうことからいきますと、缶と瓶と別々に分けて、そして収集すると、こういうご指摘も一つの方法としてはよくわかるわけですが、それは今現在、月曜から金曜の中ですべて、午前、午後の中で市内を割り振っております、それをもう一度分けるということは、またもう一日なりもう一つまたコースを増やすやさないといけないと、こういう点にもつながりますので、場合によれば、その紙・布については、もう行政回収はいいんじゃないのと。しかし、缶・瓶と分けなさいと、こういうことであれば、紙・布がなくなるわけですが、そこで缶と瓶とを入れるといったようなことは可能だとは思いますが。

中丸会長：他にはいかがでしょうか。

深田委員：集団回収をしているところは、してないものは行政が回収する、一部抜き取って持っていくやつがある。全部集団で回収するとしたら、何が妨げになりますかね。どういう問題が100%、今、現にやっているわけですね、ある地区は集団回収を。それを100%宝塚市はどこでも集団回収をやってくださいよと、そういうことはできるのですか。それを妨げるものは何ですか。

事務局：妨げるものはないと思います。我々としても集団回収を少しでも広げていただきたいということで、いろいろ関係機関にも働きかけてお願いしているところであります。ただ、なかなか100%にいかない部分というのもわからないわけではないと。というのは、共働きでなかなかそういうときに出せない方は、市のほうに出したいとかいう方もおられるでしょうし、コミュニケーションがうまくいってない方というもおられると。そういう方をあとどうしていくのかというところで、市がやるからには、100%全市カバーをするということになるろうかと思えます。

事務局：ちょっとすみません。

ちょっと補足させていただきたいのですが、現実に集団回収、各自治会とか子ども会とか、マンションでしたら管理組合とか、そういった単位で集団回収して、実施をいただいている地域もございます。ただ、その地域がすべて集団回収で、紙とか布が、缶も含めまして、すべて集団回収のほうで搬出されているかといいますと、それは集団回収もありますけれども、やはりその地域も行政収集のコースには一応入ってますので、そこで集団回収じゃなしに、やはり行政収集のほうの日に搬出をされるというケースも当然ございますので、行政回収をやめてすべて集団回収ということは、これはやはり、その地域、その単位のそれぞれの住民の方の基本的にはやっぱり全市民の方の合意と申しますか、やはりそういうことが一番大切なことで、それが本当に取れるのかどうかという部分が、ちょっと一番我々としては悩ましいところかなというふうに考えてございます。

藤井委員：今、私どもの住んでいる自治会では、集団回収をしているのですけれども、自治会でも全員が自治会員じゃないわけですね。そうすると、やはり自治会に入っている方は、私どものところは第2日曜と第4日曜日に集団回収しておりますけれども、市の回収、缶・瓶・布、そのときにはやはり多少は出ているのですけれども、やはり自治会に入っていない方がお出しになっていると。ですから、全部が集団回収となると、自治会員になっていただくというのですかね、加入していただいたらまたいろんな情報も入ると思うのですけれども。ですから、私どもの自治会では、今、加入率を100%にしたいけれどもなかなか入っていただけないというようなことで、今、悩んでいらっしやいますね、役員の方が。そういうふうな事情もごぞいます。

中丸会長：ちなみに、私の個人的な立場で、今お話ししますと、中州の自治会では、1カ月に1回集団回収しているのですが、それではちょっとなかなか量がたまって難しいということで、やはり市の方の資源ごみの回収のときに出される方も非常に多いというふうに思います。つまり、自治会によって集団回収の仕方が違うのではないかなと思うのです。

中野委員：今話題になっている部分ですけれども、だれがするかということですね。自治会員全員がやるとしたら、もちろん月一遍ではできない。たまるし、今言いったように、どうしても月2回必要になってくると。そうなると、なかなか全自治会員に協力してもらって、決められた場所まで持っていくというのが非常にしんどい家庭もあります。うちの自治会では、子ども会がやっているのです。子ども会が子ども会員の家庭を中心にしながら、協力してもらえる自治会員に声をかけて、ある決めた場所に置いてもらうのです。それを、子ども会の子供と親でさらに中心の場所に、3カ所ほどステーションを決めて運んでいくのですね。月一遍やるのがもう精いっぱいなんです。だから、ごみがたまってきたら、自治会員の人でも行政回収の日に出されると。そのときに、業者のトラックがもう朝4時、5時ごろから回っているという状況なのですね。

中丸会長：そうですね。

神木委員：もう大分時間がたっているのですが、何を議論するのですか。

要は、この6ページに想定被害総額として1,589万円ですか、約1,600万円。この被害が大変やと。こんな大変な金額を持っていかれたのでは、これは市政に影響してくると、これは大変ですよという観点で議論をするのか、それとも1ページに現状と色々な問題提起が出ておりますね。こここのところのどこを議論するのかな。もう一つは、5ページに課題として5つ点、上がってるわけですよ。この中のどれを議論するのか。その持ち去りの現状はこうですよというそういう話ではなしに、これをどういう観点から議論するのかということを決めてもらわないと、議論出しようがない。その辺をはっきりさせてもらって、今の状態でいけば、結局、今日の審

議会は何審議したんやろということになるんで、論点をはっきりして、その上で議論を進めてもらいたいと思います。以上です。

中丸会長：すみません。そのテーマですね。審議会で審議するテーマということですね。

神木委員：何を議論したらいいのかね。集団回収の。

中丸会長：諮問のところで、ちょっともう一度皆さんの、市長さんから今いただきました審議会への諮問ですね、これがあります。これは、市内における資源ごみ持ち去り行為への対策についてということですね。ですから、現在この宝塚市で資源ごみを持ち去るといふ人たちが結構たくさんおられると。そういう人たちに対して今のところ何も決まっていない。対策も何もない。その対策について、今後どういうふうにしていいかということについて議論をしてほしいというふうに取り組んでいるのです。

その課題としては、5ページにありますとおり、持ち去りによる市民の分別意識の低下、これを防止するという必要も今出てきていると。せっかく出しても持っていかれると。そういうことならもう出す気にならないといったような市民さんもいらっしゃる。あるいは、もし持ち去りはもう禁止というふうにした場合、今のところ何もないのですが、それを禁止だというふうに、もし仮に審議会で結論を出した場合には、持ち去りにより生計を立てている方への配慮というものがなくなる。この問題も出てくるでしょう。これはもう議論の過程で、当然いろいろ論じられていくということだと思いますが。あるいは、資源ごみの売却収入の減少という、そういう問題も関連の問題として、私たちの議論の中で当然出てくる問題になるでしょう。あるいは、持ち去り業者がいろいろ黙ってどんどん入ってくることによって、車が町を走ると。そうすると、登校時の小学生の子供に対しては危険だと。だから禁止してほしいと。持ち去りはもう禁止というふうにしてほしいという意見もある。持ち去り時の騒音ももううるさい。だから、ぜひ禁止してほしいといったような意見も出てきていて、こういう持ち去りを、宝塚市としては、この持ち去り行為に対してどういうことを考えていったらいいのか、ということ審議してほしいというのが、市長からの諮問だというふうに取り組んでおります。

それに関連して、さまざまなご意見が今、資料としても提案、こういうふうな形で用意されましたので、その資料についてもご質問をいろいろ承っているという状況にあるというふうにありますけれども。

要するに、ここの審議会で審議するということは、例えば62ページですね。資料を見ていただきますと、先進自治体の条例の分類というのがございます。最近では、この持ち去りに対してやはり禁止するという自治体が、先進というふうに書いてありますが、そういう禁止を決めると、条例で決めるというような自治体が結構出てきている。所有権を明記していると。所有権はどこにありますよ、だから持ち去りは禁止ですよと。あるいは、持ち去り行為をもう禁止することをもう命令すると、あるいはそういう業者を公表すると、あるいは罰金を科すといったような視点で見て

いきますと、こういうこの表にありますように、さまざまな自治体が今生まれてきているという状況にあるということですね。そして、市民の皆さんからも、持ち去りはもうやめてほしいと、そのための禁止の何か対策をとってほしいという要請もあるやにお聞きしております。ですから、そういう市民の皆さんからのご意見とか、あるいは議員さんからもそういう意見もあるやにお聞きしております。ですから、そういうご意見に対して、やはり市としてどういうことを今後条例として考えていくのか、あるいはもう集団回収に対してもどうするのか。あるいは持ち去りをもう禁止する、そういう条例を設けるのか設けないのか。要は、このあたりにかかってくるのではないかとというふうに私は認識をしておりますが、いかがでしょうか。

草野委員：ちょっと資料の説明の範囲だけでちょっと質問させてもらいますけどね。桜井市の条例が出ているわけですけども、第10条の2、先ほど説明があった資源物の所有権についての考え方ですけどね。

中丸会長：今の、何ページでしょうか。

草野委員：33ページです。第10条の2。これ「前条第2項の規定により排出された資源物の所有権は」ということになっていきますけども、これはちょっとどういう、前条ということになれば第9条になりますよね。

事務局：前条ですから、第10条になります。

草野委員：第10条の。そうすると「市民は、廃棄物の減量及び適正な処理に関して市の施策に協力しなければならない」ということを指しているわけ。

事務局：第2項ですから、その条項ですね。

草野委員：これ、何かもう一つ、ちょっと条文としては何か理解しにくいんですけどね。それで、具体的にちょっとお聞きしたいのは、要するに集団回収の場合、例えば私はローレルハイツというところに住んでいますけども、そこは要するに業者と契約多分していると思うんですよ。特に集団回収の分についても、これは市の所有物ということになるのですか。業者と契約した場合。あくまで行政回収の分については、市の所有権が主張できるかもわかりませんが、業者と自治会とが契約を結んだ場合の所有権ということは、市が主張できるのですか。

事務局：解釈の仕方はいろいろあるかと思うのですが、この所有権を主張した場合、今、我々で言いましたら、ごみステーションですね。そこで集団回収すると市に所有権が発生してしまうので、そこでは逆に集団回収ができなくなるということになるかと思えます。

基本的には、集団回収で集められた分について、それを市が、その分はもう市に所

有権ありますよという部分については、なかなかそれはちょっと法制上やっばり難しいところがあるというふうには思いますけども。

草野委員：だからね……。

中丸会長：ちょっと、事務局説明を。

事務局：この規定を読んだだけで、草野委員さんのご質問に答えることは非常に難しいというところがございます。したがって、桜井市のほうで次回までに再確認をさせていただくということは、やらさせていただくつもりでございますが、これは、私は、ごみステーションに出された中の市が指定した資源物について所有権があると。したがって、これはちょっと踏み込んだ話ですが、その所有権があるという規定の仕方でございますので、それを盗んだ者は窃盗罪と、こういったような考え方で構成されているのかなと、このように思います。

草野委員：だから、ちょっと要求しておきたいのは、所有権を明記して持ち去り禁止をしてるところの集団回収の実態も合わせて調べられたら、ちょっとある程度調べてください。

中丸会長：ですから、今問題なっていますのは、所有権と持ち去り禁止と集団回収とのこの関連性ですね。集団回収をやるということは、所有権は市にはないと。しかし、所有権を明記する限りは、集団回収はできなくなるという、そういうことにもなりかねないと。

神木委員：集団回収の場合には、半年ごとに市のほうから奨励金が出るわけです。それは、自治会あるいは子ども会なり活動団体の資金源になるわけです。集団ごみとして出されたものは、これは自治会なり子ども会なりの所有ですよ。

中丸会長：そうですね。本来そうです。そうだと思います。

神木委員：その資金が奨励金として返ってくるわけですからね。それが減るということは、奨励金が減るわけですから、市民の所有すべきというかな、手に入るべき収入としてそれが減るわけですから、そういう意味から言えば、それは成り立たないと言われたら具合が悪い。それは市民の、市民というか集団回収をやっている活動団体のものであるということにははっきりしてもらわないと。

中丸会長：ちょっと、ここで審議する内容のポイントといたしましょうか、それと、それに関連する議論とか、いろいろまじり合いながら議論が進んでいるような、そんな感じがするものですから、まずここで審議すべき内容についてのこのポイントということについての確認はよろしいでしょうか。市長のほうで諮問がございました。

現在宝塚市では、資源ごみの持ち去り行為に対しては何の規定もないと。規定については何もないという状況にあると。しかし、これはいろいろ危険性があつたり、黙って持っていかれるのを黙って見ておるのは腹が立つというような、そういう市民の皆さんの声もあり、何とか規制をしてほしいという要請もあるわけですね。しかし、規制をするとすると、いろいろと法律の問題があつたり、今の所有権の明記の問題がありまじたり、あるいは持ち去ることを禁止するというだけの否定の仕方もありますし、いろんな事例が見られるわけですね。その規定の仕方を、どのように宝塚市では明記していくのか、決めていくのか、そのあたりが一番の問題である。ですから、極端に言いましたら、もう一切自由にしようじゃないかというようなこともあるかもしれませんが、しかしそれについては、今の、現状の集団回収のあり方も踏まえながら、そして市の資源ごみの回収の仕方も踏まえながら、その事態をどう改善する必要があるかという議論も、当然関連してくると思います。しかし、いずれにしましても、ポイントは、この持ち去り行為に対して条例として禁止とか何とか、そういう何か規制を加える必要があるかどうか。加える必要があるとすれば、その規制をどういうふうな規制にするのか。それをここでいろんな情報を考えながら、関連事項も含みながら、考慮に入れながら、最終的にどうするかということを議論してほしいというのが、諮問のポイントだというふうに認識していただきたい。これについては、よろしいでしょうか。そのポイントについての質問で、お願いします。

瀬尾委員：きょうここですべてのことを議論するのはとても無理です。

まず、ここにある課題と、あるいはいろいろな趣旨を踏まえて、もう防止策をとるかどうかということですね。そのためには、必要だったら条例の導入を検討するところを最終的な落としどころにして議論しないと、この所有権とか細かい話し出すともう切りがありませんので、一旦もし条例を導入するとすると、それじゃ導入を、その所有権も含めてスムーズにそれを施行するにはどうしたらいいかというのは、やっぱり次の議論でありますので、取りあえずここでは、今日はもうそういういろいろな問題はもうよくわかると。それじゃ、ひとつ何らかの条例だけを導入しようという方向で議論をしてほしいと。でないと、細かいことをいろいろ言っているけど、そんなもんはもう全然この今日の審議の成果でも何でもありませんので、ぜひともお願いいたします。

中丸会長：今おっしゃったのは、要するにポイントを踏まえた上で、もう条例を決めていいんじゃないかということですか。

瀬尾委員：だから、いや、条例が決める、決めないもありますけれども、こういう現状は困るということで皆さんが意見一致をするという前提で話をする。そのためには条例が必要かもしれないし、あるいはもう一つの方法あるかもしれない。だから、その辺の2つだけを検討していただく。

中丸会長：まずはですね。まずは検討して、検討した上で条例が必要だとなれば、じゃ、具体的にはどうするかというふうに……

瀬尾委員：それは次回なり何らかの……

中丸会長：ステップを踏んでいったらいいのではないかとということですよね。議論の進め方として。

瀬尾委員：そうです。

中丸会長：はい、わかりました。

神木委員：いや、それは条例の問題も条例の問題やけれどね、いわゆる資源ごみというものの所有者がだれかわからないのに、条例やら何やら言うたって、どういう立場で条例つくるのですか。だから、やっぱりそこははっきりして、じゃ、なぜその資源ごみ持っていったらいいかんです。何でいかんとするのか。

中丸会長：という議論も出てくるわけです。

ですから、要するに、資源ごみに対して、この持ち去りに対してですよ、条例を決めるべきか、今放置していいじゃないかと、自由にしていいじゃないか、持ち去る人は持っていきなさいと。それは、こちらで回収をして、あるいは見守りをして、その経費のほうが高いやないかと、この資料によると。もう放っておいてええやないかという議論もあるわけですよ。はい。ですから、その議論をここでしないといけないと思います。

瀬尾委員：所有権の話については、もちろんそれは非常に大事なことなのですが、先進都市がこれだけ導入していると。実際、やっているわけですよ。そういったところにまず学ぶということと、もう一つは、どうもそのいろいろなど見ますと、係争をしても必ずしも100%勝てないという現状もあるみたいですから、その辺はもう少し現実の状況を調べて、そういったものに対してひっかからないような条例をつくれればいいわけですから、その辺の所有権とか云々という話については細かい話ですから、とりあえずそれを法的に規制するとかしないとかということで決めてください。

事務局：私のほうから言いますと、条例の制定のことについてだけお答えをさせていただきます。この問題につきましては、今、申されたように、世田谷のこの条例に関して、抜き取っている者に世田谷の条例で禁止命令をかけて従わなかった、罰金かけた。罰金かけられた者が簡裁に訴えました。そのうちの一部については有罪になり、一部は無罪でした。その後、有罪になった人、無罪になった人、それぞれが高裁に控訴をいたしました。そして、そこではすべて有罪になりました。そして、それで

最後最高裁まで上告しましたけれども、上告は棄却ということで、この条例の制定をするということについての正当性は、法的にクリアされていると、こういうことでございます。

中丸会長：ですから、だんだんポイントは、要するに持ち去りをどうするかということを検討してほしいと。焦点はそこにあります。持ち去りを禁止するのもしないのか、この議論がやはり十分になされる必要があると思います。禁止するなら、その根拠は何か。もう禁止しないなら、その根拠は何かということ、やはりまずは議論しないと進まないんじゃないかと。禁止しないのであれば、もう禁止しないということになりますし、禁止するとなれば、じゃ、どういう形で禁止するのかという具体的な内容の詰めに入っていくということになるかと思いますが。条例でどのような規制を加えるのかということですね。そういうことになるかと思いますが、議論の進め方として、よろしいでしょうか。

それに関連して。はい、じゃ、お願いします。

原田委員：この件に関して、若い人といろいろディスカッションする機会があったのですが、宝塚市でこの持ち去りによって困っていることが今とりあえず5つ上がってますけれども、この種類というか質が違うんですね。車が走り回るのが危ないんだったら、その対策をすればいいことですねという話もありますし、音がやかましいんだったら、静かに持っていったらいいのかということもありますし、結局、市のほうの収入が減るのが困るのか、市の収入が減るのやったら、市民としてやってる意味がないから困るのか。あるいはよく大阪市の人間ですけども、アルミ缶をたくさん取っていかれる実態がございまして、結局それが資源化されるのですから、市の収入は少し減るけれども、最終資源になるのであればいいのと違うかという、そういうやっぱり見方もあるので、そもそも資源を集めているのは、資源化されたらいいのか、売却益があるのが大事なのか、そこも少し整理しないと、持ち去りをすぐに禁止するといいいという話でもないのかなと思います。

中丸会長：はい、そうですね。

今、原田先生おっしゃったようなポイントで、また議論をそれぞれ進めていくことによって、禁止をする必要があるのか、いやもう資源化されるのだからもう無視してええやないかというようなことも、結論としてはあり得ると思うんですよ。集団回収もこれまでどおり続けてやっていってほしいと、それで規制はしないというふうな結論もあり得るでしょうし、そのところの議論を進めていく必要があるだろうというふうに思いますが、いかがでしょうか。

持ち去りに対して、今いろいろクレームが出ているそのクレームが5ページに整理されているわけですね。持ち去りの量も推定していただいて、その持ち去りによって宝塚市が得られるであろう収入の減少という金額も計算していただいている。しかし、もし仮にそれを規制するとなると、またそれ以上のお金が必要。それ以上のお金をかけてまで規制をする必要があるのかと。宝塚市の市の財政が規制を加える

ことによって負担がふえるわけですね。収入以上に負担がふえるという計算がここにあるわけですよ。それでも規制を加えて、こういう5ページにあるようなクレームを、やっぱりきちっと対処していくという必要があるのか。メリットもありますよと、今の段階でのメリットもありますよと。規制を加えることによってもちろんメリットもあるでしょう。しかし、負担もかかってきますよという状況に今あるわけですね。

ですから、例えばここにありますように、1ページにありますように、他都市の状況、この近隣の市の状況ですね。これ、どうなっているかということで、今、資料として提示して下さっておりますが、この下の表のとおりです。神戸市では、持ち去りは認識していると。しかし、具体的にはもう放置と。あとも、ほとんどもう、尼崎市は、持ち去りは認識しているけども、集団回収を啓発して、集団回収でしっかり集めていただいて、市の回収は減らしていくと。それによって、持ち去りを減少させるというような対応をしている。西宮市では、のぼりを出して、持ち去り禁止というふうなのぼりで対処している。条例では決めてはいない。どこも条例はないわけですね、今のところ。芦屋市で出したのですが、今はまだ審議中と。

瀬尾委員：ちょっといいですか。

今おっしゃっている話ね、例えばやっぱり住民の意識の問題もあるのですね。実は、ここをそのまま鵜呑みにしたらいかんと思うのですよ。もう、やっぱり住民の中にそういう気持ちがあるのに、宝塚市みたいに具体的にこういうふうにしていこう、審議をしてくれという動きに至ってないかもしれないので、この1ページのものを見て、ここはやってないからうちだってしなくていいということには必ずしもならないと思います。

北野委員：本当に、ここの審議会がそういうふうに条例をつくるような、禁止に持っていくのか持っていないのかというところで、他都市の状況がこういう状況の中では、やはりかなりこの経費の部分が大きな問題になっているということは、いろいろ話は出てきてるんだけど、具体的にそのほうがたくさんお金がかかっちゃうということによっての弊害になっっているということで、芦屋の場合も今継続になっているんですけど、そのあたりのことの状況の中で、例えば西宮の宝塚がやってないこののぼりとか看板の貸出しでどんな効果があるのか、あるいはなぜ伊丹は苦情がほとんどないのか、そういうことをもうちょっと知りたいなと思いますし、今後の進め方の中で、原田先生おっしゃったような部分も、私もすごくいろいろ感じているところで、直接ごみだけの話じゃない部分の解決の仕方と両方あると思うんです。昨年、プラごみの回収についてのときにも、もう一緒に燃やしちゃったほうが経費はかからないというような話も出たときに、大分先生たちのいろんな重みづけとかいただきまして、やはりこう環境に配慮して、宝塚の市民が意識を持ってこれをリサイクルちゃんとできること、これには協力していくという、多少経費が少しかかったとしても、安いからもう全部燃やしちゃえというのでは、せっかく今まで高めてきた分別をしましようという市民の学習というものが、もうそんなどうでもよ

くなってしまうということになるので経済性ももちろん大事なのだけれども、そういう大切に資源のごみはもう一度使う、そういうふうな意識というのは大事にしないといけないと思うので、そういうことを大事にしつつ、しかし危ないことであつたりとか、やはりより効率のよいことというふうに結びつけていくというふうにと思いますので、すべてただ禁止すれば終わっちゃうということでもないとは思いますが、方向性としては、今までのままではあかんという意見が出てきているわけですから、それは、一つのありきとして話していくべきなんだろうなとは思いますが。あいまいですみません。

中丸会長：はい、ありがとうございます。

今出ましたのは、他都市の、ほかの都市のいろんな事例をもう少し報告いただいて、なぜこうなっているのかということについて、もう少し詳しく知りたいというご意見だったと思いますので、そのあたりぜひお願いできたらと、次回の審議会でもお願いできたらと思います。

池田委員：会長、いいですか。

中丸会長：どうぞ、お願いします。

池田委員：この5ページなんですけれども、この課題が5つほど上がっているのですけれども、やはりいろいろと皆さんからのいろんなこれ以外の課題についても意見を出していただいて、あとどのようにやっていくのかという手段になってくるんですけれども、もう一つは、この阪神間の実績で見ますと、ほとんど阪神間では無関心なかなと、ちょっとこう感じたんですけれども、唯一、宝塚市がこういう形で審議ということなんですけれども、できたらこの課題のほう、今度はちょっと皆さんのご意見いただいて、宝塚市としてはどういう課題、どんな問題があるのかというふうに、ちょっとまとめていただいたらいいかなと思います。

中丸会長：もう少しもしあればということで提案していただければ、今後また提案いただきたいということでした。お願いします。はい。

瀬尾委員：先ほど意見とちょっと重複しますけれども、62ページの先進自治体のこの分類の中で、実際やってるわけなんですけれども、ずばり各都市に対して、要するに今、収支についてデータをいただくと。うまくいってるところはどうしてうまくいってるのか、いってないところはどこが具合悪いのか、そこをまず次回までに市の方で調べていただきたい。説明いただきたい。

実は、昨日私のところには、指定業者で出しているのですけれども、その業者に昨日聞いたのですよね。そうしましたら、この資料の6ページのパトロールの費用のところなんですけれども、こう言っていました。市のほうでパトロールをお願いすると、やっぱり費用もかかるし、それから回数、頻度も少ないと。これは到底行政ができ

る問題ではないと。むしろ我々指定業者に委託してもらえば、地域割りで委託してもらえば、要するに責任持ってそのほかの業者の横取りを防ぐと。最終的に、警察に突き出すまで我々はやりませんという、そういうことを言っておられましたので、ちょっとこの辺、費用的にどうのこうのというソクに絡む例として紹介いたします。

中丸会長：ということで、そしたら、うまくいっているところのうちでなぜうまくいっているのかといったような、 magari サーチ お願いをするということですね。それから、パトロール経費、ここの6ページに計算されているこの経費についても、別の視点から経費の計算ができるんじゃないかということでの資料提供もお願いしたいということによろしいですか。

瀬尾委員：言葉は悪いんですけども、そこの業者の方は、一業者ですけども、警察に突き出すまで私らがやりませんと、そういう表現なんでね。余りいい表現ではありませんけども、要するにパトロールについては私たちがやりませんというようなニュアンスで言われました。

中丸会長：ああ、そうですか。業者さんですね、その方。

瀬尾委員：業者です。

中丸会長：業者のほうで責任持ってやりませんと。

瀬尾委員：そうです。そういうおっしゃり方です。

中丸会長：ということは、もう経費的にはほとんど要りませんと。

瀬尾委員：全部が全部ではなく、年間およそ2,300万円必要な費用というのをいくらかでも緩和されるかなということです。

中丸会長：そうですか。はい。ですから、この計算の根拠についてもちょっと再検討が必要じゃないかというご意見としてよろしいでしょうか。

瀬尾委員：それで、業者さんが言うには、そういう場に我々呼んでほしいと。その場で現実を説明しますというふうにおっしゃっていただきましたので、ぜひともそういう業者からの情報もお伝えしておきます。

中丸会長：一つの情報として、また参考にさせていただければと思います。
はい、どうぞ。

江原委員：1つは、判例等、先ほど1つだけ最高裁の話ありましたけど、全部そうなのか

ね。いろんな事例が出ているはずですよ。所有権で争った場合、罰則の場合。そういうちょっと判例をちゃんと調べておくということですよ。あたかも、センター長の言い方だと、所有権は認められたというふうに言い切ったけど、本当にそうなのか。それを、もう一度ちゃんとちょっと調べてほしい。そういう判例があったら、判例でちゃんと出してほしい、資料で。それが1つ。これは、条例をもしもつくった場合のときに必ずもめることで、かつて宝塚市のパチンコ条例やって負けたわけやから。あなたの一言でそれで走って、その条例で負けたらとんでもないことになるわけやから、言い切らないでちゃんと判例を調べるとするのが1つ。

それと、この阪神間ではなくて、大阪その他のところから車が来ているという報告がありましたけど、その来ている車の先はどんな条例を持っているのか。わかるか。そこは厳しい条例を持っているから、そこではできないからこっちに来ているのかどうかなんです。ここは阪神間しか載ってない。要は、堺から来ているとか、どこから来ているとか、そこが厳しい条例を持っているから、そこではできないからわざわざ遠出をしてこっちまで来ているのかどうなのかがわからない。そういうことも、もうちょっと皆さんがお持ちの情報の中で、情報提供をしてほしい。

それと、この件については、議会でも何人の議員が質問をやっていますね。その中でいろんな事例の紹介もしていますね。例えば伊丹については、苦情が、云々がないというのは、これは意識がないのではないのです。全然違う状況です。伊丹については、先ほどあった業者間が協力をして排除をしているのです。他市から来ている抜き取りの業者を、業者で連携をとって排除しているからこういうことが起きてないという事例も、本会議でやっているでしょう。だから、これだけの他市の状況の、これだけの説明では全くナンセンスですよ。いいですか。条例がある、ないとかそれだけじゃなくて。あなた方が、当局が持っている情報をちゃんと出して、こういう状況ですと、宝塚はこういう状況ですと、その上でどうしましょうかということをしなないと、条例、条例というだけの流れになってしまうので、それではまずいなと思うんで、もっとちゃんと委員の皆さんに審議していただける土台としての情報を出してほしいというのが、多分言っている意味はわかると思うんで、出してほしい。

それと、データとしてないのは、要は集団回収をやっているという場合は、えてして役員さんがついて、比較的早朝に業者さんが取りに来ていますよね。ところが、資源ごみで出している場合は、さっきのように、直営部隊その他の場合は午後回収に回るから、だから、要は集団回収は比較的早朝8時ぐらいに来るから抜き取りがないのか、それでもあるのか。資源ごみでぽんと出して午後収集やから、その間に全部抜かれるのか。その辺の実態がよくわからん。ということは、条例関係なく、資源ごみは、ちゃんと資源として利用するためには、今の収集方法を変えると。行政側が変えるということにしたら、持ち去りはなくなるということで、条例は必要なくなるわけでしょう。そうですよね。だから、そういうことが、審議会委員メンバーが判断できる材料がないと判断ができないということを行っているので、いろいろ指摘、ほかの委員さんからも指摘されたことを踏まえて、ちゃんと資料、データ、出してください。

事務局：すみません。1点だけすみません。先ほどの江原委員さんの関係で、ちょっと誤解を生んだらいけませんので。1点だけ、私はこういう形でお答えをしたということのご説明だけさせていただきます。

最初に私お答えしましたその条例の正当性の問題についての発言でございますが、前段で世田谷の条例のように持ち去りの行為を禁止するというこの条例に関しては、最高裁まで上がって、その上で正当性は一定出てるんじゃないですかと、このようにお答えしたつもりでございますので、その点だけよろしくお願いします。

瀬尾委員：いいですか。

先ほどのお話で、業者が私に、いつも、毎週業者と早朝、話すんですけれども、まず1点、どうして大阪から来るのと聞いたのです。そしたら、こう言いました。宝塚に関しては、例えば新聞だったら新聞、雑誌、その他ときっちり分けてくれる。そういうところは非常に楽であると。ところが、他はぐちゃぐちゃに出て、そんなもの回収しても後が大変だというのが1つあります。ということで、それが全部じゃありませんけれども、一つの要因だと言っていました。

2つ目、それじゃ、午後回収とかいう話ですけれども、その話もしました。そうしたらこう言いました。業者が指定業者になれば、我々の責任でもって、その時間帯は全部回収するまでついていますよというお話をされました。ということで、行政回収だったら午後という話で、そこちょっと一たん外部にさらされますけども、業者についてはきっちり張りつきます、心配ありませんと。もしそういった取られる行為があった場合は、それは業者の責任ですからということで、行政に対して申しわけないという、そういう言い方でした。だから、もう少し業者がどう考えてどう対応しているのかということと、それから現状との関係をきっちりされたほうが。

中丸会長：なるほどですね。はい。

今のご意見もそうですし、今の江原委員さんのご意見もそうですし、さまざまにまだ私たちはこれほどの諮問に対して十分に判断できる材料が少ないというようなことを皆さんおっしゃっているように思います。

この実態について、もっと詳しく提供していただいて、そしてまた審議を重ねながら、どういう条例が必要か、あるいは必要ないのかといったようなこと、あるいはもしかしたら集団回収とか回収の仕方について、今の業者さんの選定とか、業者さんへのお願いの仕方とか、そういうことにまで及んでくるかもしれません。そういうことも含めまして、もっと詳細なデータを事務局のほうにお願いをしていきたいということでもよろしいでしょうか。

一同：はい

中丸会長：きょうは、ちょうどもう時間が、ちょうど5時過ぎになりましてお時間となりました。一応お時間の関係もございまして、以上をもちまして本日の審議会は終

了させていただきたいというふうに思います。

なお、ぜひ会議中にありました資料につきましては、よろしいでしょうか、次回まで用意できる分について、できるだけ用意していただくということでよろしいでしょうか。

一同：はい

中丸会長：はい、よろしくお願いいたします。

それでは、次回以降の開催の予定について、事務局のほうからちょっとご提案があればお願いしたいと思います。

事務局：今、お手元にお配りをさせていただくような日程で考えております。それで、私も、次回の審議会の開催を年度内に、少なくとも3月の下旬までに開催をさせていただいて、その後、来年度に入りましてから2回程度開催をさせていただいて、ご審議いただいて、8月の早い段階でご答申をいただければと、このように考えております。このことにつきましては、委員さんの任期が8月末と、市議員様の任期については、もう少し早いわけですが、その他の委員さんにつきましては、8月末までという形になってございますので、8月の末までの中でご答申をいただければと、このように考えてございますので、今お配りをいたしました日程でご協議をいただければと、このように思います。
よろしくお願いいたします。

中丸会長：一応、この日程でご了解いただいた上で進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

一同：はい

中丸会長：はい、ありがとうございます。

それでは、詳細な日程につきましては、また今後、日にちは具体的に事務局のほうで詰めていただいて、皆さんにまたお知らせいただくということでお願いしたいというふうに思います。

さまざまなお意見、ご質問等々出まして、非常に有意義な会議となったというふう感じております。

長時間にわたって議論いただいたことを感謝申し上げまして、本日の会議はこれで終わらせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

(午後5時 閉会)